

埼玉県燃料電池自動車等貸付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、燃料電池自動車の普及を促進することを目的として、県が使用する燃料電池自動車及び付属機器（以下「燃料電池自動車等」という。）を公用車として使用しない時に限り、燃料電池自動車等の使用を希望する者に対し貸し付けるものとする。
- 2 前項の貸付に関しては、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(車両)

- 第2条 貸し付ける燃料電池自動車等は別表1のとおりとする。

(貸付対象者)

- 第3条 貸付の対象となる者は別表2のとおりとする。

(貸付対象事業)

- 第4条 貸付の対象となる事業は別表3のとおりとする。

(貸付料)

- 第5条 貸付料は免除とする。

(貸付事業の期間)

- 第6条 貸付事業の期間は、次条に基づく申請の都度、県が定める。

(申請)

- 第7条 貸付を希望する者は、貸付申請書を県へ提出するものとし、その様式は様式第1号のとおりとする。
- 2 貸付申請書の提出期限は、原則として貸付対象事業の開始30日前とし、その提出部数は1部とする。

(審査)

- 第8条 県は、前条に基づく申請があったときは、その内容を速やかに審査するものとする。

(審査結果の通知)

- 第9条 県は、前条に基づき審査を行った結果を速やかに申請者に対し通知するものとし、その様式は様式第2号のとおりとする。

(貸付対象事業の内容の変更等)

- 第10条 前条の規定に基づき承認の通知を受けた者は、貸付対象事業の内容の変更について県の承認を得ようとするときは、様式第3号に定める事業内容変更承認申請書を県に提出しなければならない。
- 2 前条の規定に基づき承認の通知を受けた者は、貸付対象事業の中止又は廃止について

県の承認を得ようとするときは、様式第4号に定める事業中止（廃止）承認申請書を県に提出しなければならない。

- 3 県は第1項及び第2項に基づく申請があったときは、その内容を審査し、結果を様式第5号により申請者に通知するものとする。

（貸付事業の中止等）

第11条 県は、事故等止むを得ない事情により、貸付事業を中止することができるものとする。

- 2 当該中止により貸付対象者の被る損害については、県は一切の責任を負わないものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

貸し付ける燃料電池自動車等	説明
トヨタ ミライ	エネルギー環境課が所有又は使用する公用車等とする
附属機器（外部給電器）	

別表 2

対象者
国及び地方公共団体

別表 3

対象事業は、燃料電池自動車の普及を目的とすると認められる以下の事業とする。
1. 燃料電池自動車の展示
2. 燃料電池自動車の試乗
3. 燃料電池自動車等を活用する事業 (関係者の送迎・移動、マラソンの伴走、外部給電器を活用する防災イベント等)
4. その他、上記以外で知事が特に認める事業